

(別表)

新	旧
<p data-bbox="241 384 636 411">5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p data-bbox="241 469 557 496">(1) 教育の北九州方式</p> <p data-bbox="315 512 1122 708">現在の教育は、子どもたちの問題行動や不登校の深刻化、社会性や規範意識の希薄化などの問題を抱えている。一方で、世界規模の経済活動の増進、科学技術の進展、少子高齢化、情報ネットワーク社会や男女共同参画社会の到来など、急速な社会の変化への対応が求められている。</p> <p data-bbox="315 724 1122 839">このため、文部科学省は、心豊かな文化と社会を継承・創造し、国際社会を生きる教養を備えた日本人を育成するべく、教育改革を進めている。</p> <p data-bbox="315 855 1122 1054">北九州市においては、このような国の教育改革の動きを踏まえつつ、新しい時代を担う子どもたちの育成は本市の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、市民の教育への期待や要望にこたえるため、平成15年2月に「北九州市教育改革プラン」を策定し、その着実な実施に努めている。</p> <p data-bbox="315 1070 1122 1398">さらに、北九州市の教育をステップアップするため、平成15年5月に、有馬朗人元文部大臣を議長に迎え、「教育の北九州方式検討会議」を設置し、<u>新しい時代における教育の北九州方式の在り方について審議を行った。</u>平成17年2月に出された答申では、「<u>将来の北九州市を担う人材の資質を開花させるための学校づくり</u>」と「<u>地域コミュニティを活かした新しい教育システムの構築</u>」について、北九州市ならではの教育を展開するための施策が提案されている。その実現にあたり、構造改革特別区域制度の活用は必要不可欠なもので</p>	<p data-bbox="1149 384 1543 411">5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p data-bbox="1149 469 1464 496">(1) 教育の北九州方式</p> <p data-bbox="1223 512 2029 708">現在の教育は、子どもたちの問題行動や不登校の深刻化、社会性や規範意識の希薄化などの問題を抱えている。一方で、世界規模の経済活動の増進、科学技術の進展、少子高齢化、情報ネットワーク社会や男女共同参画社会の到来など、急速な社会の変化への対応が求められている。</p> <p data-bbox="1223 724 2029 839">このため、文部科学省は、心豊かな文化と社会を継承・創造し、国際社会を生きる教養を備えた日本人を育成するべく、教育改革を進めている。</p> <p data-bbox="1223 855 2029 1054">北九州市においては、このような国の教育改革の動きを踏まえつつ、新しい時代を担う子どもたちの育成は本市の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、市民の教育への期待や要望にこたえるため、平成15年2月に「北九州市教育改革プラン」を策定し、その着実な実施に努めている。</p> <p data-bbox="1223 1070 2029 1355">さらに、北九州市の教育をさらにステップアップするために、平成15年5月に、有馬朗人元文部大臣を議長に迎え、「教育の北九州方式検討会議」を設置し、現在審議を深めている。この会議において、<u>将来の北九州市を担う人材の資質を開花させるための学校づくりと地域コミュニティを活かした新しい教育システムなどについて</u>、北九州市ならではの教育の仕組みを構築することとしており、その実現に向けて構造改革特別区域制度は必要不可欠である。</p>

<p><u>ある。</u></p>	
<p>6 構造改革特別区域計画の目標 略</p> <p>(2) 教育の北九州方式の目的 略</p> <p>— (仮称)ひらおだい四季の丘小学校の設立 自然と共生するためのさまざまな体験活動を通して地球環境への理解を深め、本市の環境首都への取り組みの推進力となるような人材を育成する。</p> <p><u>(仮称)仰星学園高等学校の設立</u> <u>不登校や引きこもりといった、問題を抱える子どもたちを対象に、その実態に応じてきめ細かく適切な支援を行い、進路の選択肢を広げることにより、社会的に自立した人材を育成する。</u></p> <p><u>(仮称)北九州ウェルネススポーツ専門学校の設立</u> <u>競技技術の向上と人格形成を目的としたスポーツを主体とした教育活動を通し、礼節を学び、専門的な資格を取得することにより、自立した社会人を育成する。</u></p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標 略</p> <p>(2) 教育の北九州方式の目的 略</p> <p>(仮称)ひらおだい四季の丘小学校の設立 自然と共生するためのさまざまな体験活動を通して地球環境への理解を深め、本市の環境首都への取り組みの推進力となるような人材を育成する。</p>
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p><u>北九州市ならではの財産(人材、施設、自然、既設学校等)を積極的に活用し、特色ある教育と多様な学習機会の提供により、教育に関心のある保護者が本市に抱くイメージを向上させ、周辺地域に居住する者の</u></p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p>

転居や住宅を求めて流出していった定住人口の本市への回帰を促すことにつながることを期待される。

また、新しい学校の設立や特色ある教育の展開により、教職員等の新規雇用の創出や次のような効果が見込まれ、都市経済の活性化に寄与できるものとする。

(1) (仮称)ひらおだい四季の丘小学校

豊かな自然の中での体験や温かい地域コミュニティとの交流、子どもたち自身の力で取り組む農作業などの体験活動を通して、教室における座学だけでは修得が困難な、教科学習における深い理解、人と人とのかかわりや社会生活における自主性、自律性の大切さを身に付けることができる。

新たに学校が設置されることにより、6名の教職員の新規雇用の創出が見込める。

四季の丘小学校が設立される平尾台地区は、国の天然記念物にも指定されているカルスト台地を擁し、市街化調整区域にも指定されており、新たな定住者の流入は見込めない。また、農業と観光に地域産業の大部分を拠っている。そのような中で、子どもたちの生きいきとした息吹が地域住民に活力を与えるものと大きな期待が寄せられている。

(2) (仮称)仰星学園高等学校

豊かな自然の中での体験や温かい地域コミュニティとの交流、子どもたち自身の力で取り組む農作業などの体験活動を通して、教室における座学だけでは修得が困難な、教科学習における深い理解、人と人とのかかわりや社会生活における自主性、自律性の大切さを身に付けることができる。

新たに学校が設置されることにより、6名の教職員の新規雇用の創出が見込める。

多様な学習機会の提供により、教育に関心のある保護者が本市に抱くイメージを向上させる。周辺地域に居住する者の転居や住宅を求めて流出していった定住人口の本市への回帰を促すことにつながる。

四季の丘小学校が設立される平尾台地区は、国の天然記念物にも指定されているカルスト台地を擁し、市街化調整区域にも指定されており、新たな定住者の流入は見込めない。また、農業と観光に地域産業の大部分を拠っている。そのような中で、子どもたちの生きいきとした息吹が地域住民に活力を与えるものと大きな期待が寄せられている。

心因性の不登校や引きこもり傾向にある子どもたちに、通常の教科指導とあわせて、心的改善のための取り組みに十分な時間を割くことができ、社会的自立支援に大きな効果が期待できる。

高等学校を中途退学する県内の高校生は、平成15年度で、3,755人と、全国で7番目に多く、深刻な状況にある。市内に限ったデータはないものの、当時の中途退学率(2.4%)を平成16年度の市内高等学校の生徒数(31,938人)にあてはめて考えると、750人前後の生徒が何らかの事情で中途退学していると推測される。そのうちの100人を、毎年この学校で受け入れることが可能となり、不登校や引きこもり傾向にある子どもへの心的改善と社会的自立が見込まれる。

この学校の設置により、37名の教職員の新規雇用の創出が見込める。

(3) (仮称)北九州ウェルネススポーツ専門学校

スポーツに関する地域特性(スポーツ振興に取り組む背景)

北九州市のスポーツ歴史観

北九州市は、1901年の八幡製鐵所の操業以来、現三菱化学、現住友金属小倉など、重厚長大型の企業集積が進み、企業スポーツが日本のアマチュアスポーツをリードしていた時代、本市は、オリンピック出場選手をはじめ多くのトップアスリートを生み出した。

新日本製鐵八幡製鐵所では、1936年のベルリンオリンピックから1988年のソウルオリンピックまでの日本が参加した11大会において、42人の選手を送り出し、11個のメダルを獲得している。

このような地元選手の活躍は、市民の地域に対する「愛着」や「誇り」を醸成し、地域スポーツの振興面でも大きな成果となって表れている。

少年スポーツの振興

企業スポーツは、市民のスポーツ熱を高めただけでなく、多くの指導者も輩出した。その結果、本市における少年スポーツのレベルは格段に高まっている。

本市では、全日本少年サッカー大会で優勝経験のある小倉南フットボールクラブ、卓球では、小中高校とすべての段階で日本のトップに君臨し、世界プロツアーに参戦している岸川聖也選手を育てた石田卓球クラブなど、多くの分野で小学生からの競技スポーツの育成に力を注いでいる。

また、中学校や高等学校でも、女子駅伝、女子バスケットボール、男子柔道、水泳、ウエイトリフティングなど様々な種目において、国体や全国大会で上位入賞を果たしている。

オリンピック選手やプロ選手を輩出

これらの取り組みの結果、アテネオリンピックにおいても、体操団体に金メダルを獲得した中野大輔選手、バレーボール代表 竹下選手など、本市在住者や出身者が活躍した。

また、柴原選手や新垣選手など多くのプロ野球選手も輩出している。

本市のスポーツ振興の取り組み

本市では、市民サッカーチームであるニューウエーブ北九州、市民球団・北九州アイアンズの設立などを支援するとともに、卓球女子のアジアカップの開催、北九州市選抜女子駅伝大会の開催など、ハイレベルの競技スポーツを観戦する機会の提供、さらに北九州市民スポーツ賞による優秀選手に対する表彰など、競技レベルの向上に力を注いでいる。

全国的には、スポーツ活動が地域の特色づくりに寄与している例

<p><u>も見受けられるなか、23名の教職員の新規雇用の創出、市外からの入学者を含め230名の生徒の創出は、地域経済への波及効果、若者の流出防止・集積による活性化や街なか再生、北九州市のにぎわい演出の効果が見込まれる。かつて、北九州市のスポーツ振興を牽引してきた、新日鐵八幡をはじめとするいわゆる実業団の休廃部が相次ぐなか、専門的なスポーツ活動を展開するこの学校は、地域との交流（子どもスポーツ教室、交流試合）を通して本市のスポーツ振興にとって大きな推進役としての役割が期待される。</u></p>	
<p>8 特定事業の名称</p> <p>802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業</p> <p>820 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業</p> <p>826 高等学校全日課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業</p> <p>833 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業</p>	<p>8 特定事業の名称</p> <p>802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業</p> <p>820 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業</p>
<p>9 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1) 自然体験、社会体験活動事業</p> <p>「総合的な学習の時間」推進事業</p> <p>小・中・養護学校における総合的な学習の時間をはじめ、各教科等の授業づくりにおいて、自然体験や社会体験など様々な体験的な学習や問題解決的な学習を充実させていけるような指導方法等を創意工夫することにより、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力など[生きる力]をはぐくむ教育の充実を図る。</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>「総合的な学習の時間」推進事業</p> <p>小・中・養護学校における総合的な学習の時間をはじめ、各教科等の授業づくりにおいて、自然体験や社会体験など様々な体験的な学習や問題解決的な学習を充実させていけるような指導方法等を創意工夫することにより、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力など[生きる力]をはぐくむ教育の充実を図る。</p>

「総合的な学習の時間」推進事業

国際理解、情報、環境、福祉・健康等の現代社会の課題
や自分の生き方等にかかわる課題に取り組み、充実を図
る学習活動

児童生徒の興味・関心や学校・地域の特色等に応じた課
題に取り組む学習活動

ジュニア・サマースクール北九州

子どもたちの探究心や創造力、学習に対する興味・関心を高め、
自ら進んで学習する習慣を身に付け、主体的に学ぶ楽しさを味わう
ことを目指して、毎年、学習教室「ジュニア・サマースクール北九
州」を開催している。

ここでは、人的・物的資産を活用し、北九州市ならではの特色を
生かし、モノづくり、自然、歴史と産業探索、英会話などの体験活
動を展開している。

青少年の自然体験活動事業

異年齢集団による長期の自然体験活動をとおして、物質的な豊か
さや便利さの中で失われてきている心の「豊かさ」「たくましさ」、
また「自ら考え自ら解決する力」などを取り戻し、優しく、たくま
しい子どもを育成することを目的として、北九州市内の主要な山の
登山を含め、約100キロを歩く「チャレンジ100キロ～歩け北九州
っ子若武者の旅～」、紫川を舞台にキャンプや沢登りやカヌー体験な
どを行う「紫川大冒険」といった自然体験活動を実施している。

北九州エコツアー

学校・園の教育活動全体において、環境にかかわる体験活動や問
題解決的な学習を通して環境に対する豊かな感受性を育てるととも
に、環境に対する認識を深め、よりよい環境保全・改善のために主
体的に行動する実践的な態度、能力を育成するため、

「総合的な学習の時間」推進事業

国際理解、情報、環境、福祉・健康等の現代社会の課題
や自分の生き方等にかかわる課題に取り組み、充実を図
る学習活動

児童生徒の興味・関心や学校・地域の特色等に応じた課
題に取り組む学習活動

ジュニア・サマースクール北九州

子どもたちの探究心や創造力、学習に対する興味・関心を高め、
自ら進んで学習する習慣を身に付け、主体的に学ぶ楽しさを味わう
ことを目指して、毎年、学習教室「ジュニア・サマースクール北九
州」を開催している。

ここでは、人的・物的資産を活用し、北九州市ならではの特色を
生かし、モノづくり、自然、歴史と産業探索、英会話などの体験活
動を展開している。

青少年の自然体験活動事業

異年齢集団による長期の自然体験活動をとおして、物質的な豊か
さや便利さの中で失われてきている心の「豊かさ」「たくましさ」、
また「自ら考え自ら解決する力」などを取り戻し、優しく、たくま
しい子どもを育成することを目的として、北九州市内の主要な山の
登山を含め、約100キロを歩く「チャレンジ100キロ～歩け北九州
っ子若武者の旅～」、紫川を舞台にキャンプや沢登りやカヌー体験
などを行う「紫川大冒険」といった自然体験活動を実施している。

北九州エコツアー

学校・園の教育活動全体において、環境にかかわる体験活動や問
題解決的な学習を通して環境に対する豊かな感受性を育てるととも
に、環境に対する認識を深め、よりよい環境保全・改善のために
主体的に行動する実践的な態度、能力を育成するため、

ア 環境ミュージアムやエコタウン、学術研究都市など関連施設での体験的な学習の推進

イ 環境ボランティアを活用した環境学習の推進

ウ 研究推進校による市民への啓発

エ 環境フォーラムの実施

などを行っている。

のびのびフレンドリースクール

保護者の希望があり、かつ教育的な効果が期待できる場合に、指定学校変更の許可を経て、自然環境に恵まれた小規模な小学校に通学することにより、児童の豊かな人間性と自然を愛する心などを培っていく。

(2) 不登校対策

不登校は、家庭・学校・地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合
って発生しており、憂慮すべき状況にある。この問題解決に向け、本
市では児童生徒や保護者を対象に、さまざまな施策を実施している。

適応指導教室

小中学校の児童生徒を対象に、心因性の不登校児童生徒を通所さ
せながら、教育相談員や専門指導員によるカウンセリングや学校復
帰に向けた指導により、集団適応、生活習慣の確立、自学自習の援
助を行う。

教育相談

子ども総合センター及び市内5箇所の少年支援室で、保護者や学
校関係者を対象に教育相談員による不登校、いじめ等に関する相談
に応じる。

また、学識経験者や臨床心理の専門家を派遣し、児童生徒や教職
員を対象に不登校、いじめ等に関する相談に応じる学校巡回カウ
ンセラー事業を行う。

ア 環境ミュージアムやエコタウン、学術研究都市など関連施設での体験的な学習の推進

イ 環境ボランティアを活用した環境学習の推進

ウ 研究推進校による市民への啓発

エ 環境フォーラムの実施

などを行っている。

のびのびフレンドリースクール

保護者の希望があり、かつ教育的な効果が期待できる場合に、指定学校変更の許可を経て、自然環境に恵まれた小規模な小学校に通学することにより、児童の豊かな人間性と自然を愛する心などを培っていく。

不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ・ウィンターキャンプ）

心因性による不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒を対象に、不登校の解決を図る一環として、指導員等の指導・援助のもとに療育キャンプを行い、自主性、自立心の育成を図る。

不登校について考える親の懇談会

不登校について、同じ悩みを持つ親が集まり、お互いの心の内を語り合い、専門家の助言などを得ながら、親としての考え方や行動のしかたを考える。

北九州市不登校対策推進協議会

不登校の解決についての方策を検討するとともに、これらの課題についての正しい認識を広め、不登校児童生徒に対する家庭・学校・地域社会における適切な指導の実現に努める。

不登校対策研究推進委託事業

中学校7校で、不登校及び不登校傾向にある生徒に対するさまざまな体験活動を通じた学校復帰の支援方策の調査研究を行い、不登校の解決に向けた研究事業を推進する。

スクールカウンセラー活用事業

いじめや不登校等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとしてすべての市立中学校に配置し、もって生徒指導上の諸問題の解決を図る。

フレンドリー指導員事業

不登校への対応や、いじめ・暴力行為など児童生徒の問題行動の解決に資するため、フレンドリー指導員を必要に応じて小・中学校に派遣する。

メンタルフレンド、友達ボランティア

軽度及び回復期にある不登校、ひきこもりの子どもたちに対し、訪問指導の一環として、「メンタルフレンド」「友達ボランティア」を家庭に派遣し、友達感覚の身近な理解者として、遊びや勉強等とともに体験していくことで、対人関係の改善・向上を図るなどの援助活動を行う。

心のケアを大切にする高等学校の設立

北九州市は、「教育の北九州方式検討会議（議長 有馬朗人元文部大臣）」の答申を踏まえ、高等学校段階の不登校や引きこもり傾向にある子どものために、「臨床心理士をはじめとする専門の指導員を配置し、このような子どもたちを対象に、その実態に応じてきめ細かく適切な支援を行い、進路の選択肢を広げることにより、社会的に自立した人材を育成する」高等学校の設置を検討している。

この学校は、民間の優れたノウハウ等の活用が必要であるとの認識のもと、構造改革特別区域制度において国で検討されている公設民営方式による高等学校を視野に入れ、不登校や引きこもり傾向にある子どもたちに配慮した教育がなされる学校とする。

(3) スポーツ振興

市民の心身の健全な発達と、明るく豊かな市民生活の確立を目指し、生涯スポーツ振興の柱として、体育施設の整備充実、スポーツ教室や市民体育祭をはじめとする各種スポーツ行事の開催、指導者養成と組織化などを通して、市民体育・スポーツの普及振興に努めている。

市民スポーツ賞

本市のスポーツの振興と競技力の向上を図り、併せて市民意識の高揚に資するため、スポーツの分野で優秀な成績をあげた個人及び団体を表彰する。

市民体育祭

体育の日を中心に、北九州市民の間に広く体育・スポーツ・レク

リエーションを振興させ、その普及とスポーツマンシップの高揚を図り、健康で明るい市民生活に役立たせるため、市民スポーツの祭典を開催する。

指導者養成

地域に根ざした、コミュニティ・スポーツを推進する指導者の資質の向上を図るため、「生涯スポーツリーダー養成講座」「少年少女スポーツ指導者講習会」「体育指導委員研修会」等の指導者研修会を展開し、正しいスポーツ、楽しいスポーツの普及・振興を図る。

国際交流事業

友好都市・姉妹都市を中心に、野球、マラソン等のスポーツを通じた国際交流事業や各種国際大会への参加補助を行うことにより国際交流の推進を図る。

レディース・スポーツフェスティバル

市制35周年を記念して始まった女性だけの総合スポーツ大会。競技は、総合体育館他市内18会場で球技、武道、ニュースポーツなど22種目を開催する。

地域総合型スポーツクラブ育成・支援

長引く経済不況や少子化により企業スポーツ、学校の部活動の衰退など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、「誰でも」「どこでも」「いつまでも」スポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援が必要となっている。

そのような中、平成13年8月の北九州市スポーツ振興審議会答申「21世紀における北九州市のスポーツ振興の在り方」において、総合型地域スポーツクラブの育成を中心とした提言がなされた。この提言を踏まえ、クラブの運営の援助など「総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業」を展開している。

ア．北九州市スポーツセンターの設置

イ．総合型地域スポーツクラブ育成補助金の交付

ウ．北九州市の総合型地域スポーツクラブ

戸畑コムスポ（H14. 8 NPO法人格取得）

香月・千代スポーツクラブ（H14. 6 設立）

スポネット東郷（H16. 4 設立）

ジュニアスポーツ体験教室

スポーツに接する機会の少ない小学校低学年の子どもを対象に、
スポーツやレクリエーション活動によって体を動かすことのたのし
さを体験してもらい、スポーツをする習慣を身につけさせる。

ドリームスポーツタウン推進事業

市民に夢や感動を与える“市民チーム”や“トップアスリート”
を育成するため、市民サッカーチーム『ニューウェーブ北九州』に
よる小中学生を対象とした巡回指導や、ニューウェーブ北九州のチ
ームの練習に参加するサッカークリニックを実施する。

また、本市における女性のサッカー振興を図るため、市内の女子
サッカーチームと近県チームとの交流試合を行う。

北九州市スポーツ強化事業

手軽に合宿や講習会等が実施できる“スポーツ強化拠点施設”と
して、式秀部屋研修センターを活用し、本市の競技スポーツ全体の
レベルアップと生涯スポーツの普及・振興を図る。

スポーツ・芸術の才能を伸ばす学校の設立

北九州市内の中学校のスポーツ活動や芸術文化活動の現状を見
ると、多くの学校が部活動を中心に積極的な取り組みを展開し、全
国大会等で優秀な成績を収めている。しかし、競技種目によっては、
市内の高等学校に全国レベルの学校がないため、優秀な選手が市外
へ進学する例が見られる。これは、市内に希望する学校がないた
めに、才能を持ちながらそれを生かす場や機会を失う生徒がいること

を示している。

一方、北九州市立戸畑商業高等学校では、陸上部やダンス部をはじめ数多くの部活動が、全国レベルあるいはそれに準じる実績を上げている。この特色を生かし、スポーツや芸術に力点を置いた学科内コースを有する普通科を設置したり、北九州芸術劇場との連携を図ったりするなど、北九州市立戸畑商業高等学校を優秀な指導者のもと、それぞれの分野で優れた才能のある子どもたちの能力を伸ばす高等学校として再編する。

別紙

1 特定事業の名称

820 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

— NPO法人 ひらおだい自然塾によって設立される学校法人によって設置される学校

株式会社 仰星国際高等学園によって設立される学校法人によって設置される学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

— NPO法人 ひらおだい自然塾が北九州市内の廃校となる小学校校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法人

別紙

1 特定事業の名称

820 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

NPO法人 ひらおだい自然塾によって設立される学校法人によって設置される学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

NPO法人 ひらおだい自然塾が北九州市内の廃校となる小学校校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法人

株式会社 仰星国際高等学園が北九州市内の統廃合された
中学校校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法
人

(2) 事業が行われる区域

— 福岡県北九州市小倉南区平尾台2丁目5番24号

— 福岡県北九州市八幡西区平尾町1番1号

(3) 事業開始の時期

平成18年 4月 1日

(4) 事業により実現される行為

— (仮称)ひらおだい四季の丘小学校

北九州市小倉南区平尾台2丁目5番24号の現北九州市立新道寺小学校平尾分校(平成18年3月廃校予定)をNPO法人ひらおだい自然塾によって設立される学校法人によって設置される学校に貸与し、平成18年4月から、平尾台の豊かな自然環境の中で、子どもたちの意思・自主性・自立性を最大限に尊重し、生涯を通じて主体的に学び続けていく意欲と能力、行動力等を身につけ、調和ある人格の形成をめざした全人教育を展開する私立小学校を開校する。

(仮称)仰星学園高等学校

北九州市八幡西区平尾町1番1号 所在の旧北九州市立陣山中学校(平成13年3月廃校)を株式会社 仰星国際高等学園により設立される学校法人によって設置される学校に貸与し、平成18年4月から、不登校状態にある生徒等の社会的自立へ向けて、進路の選択肢を広げる支援を行うため、医師との連携を取りながら「心の改善」に力点を置き、一人ひとりにきめ細やかなケアを実践する全日制単位制高等学校を開設する。

(2) 事業が行われる区域

福岡県北九州市小倉南区平尾台2丁目5番24号

(3) 事業開始の時期

平成18年 4月 1日

(4) 事業により実現される行為

(仮称)ひらおだい四季の丘小学校

北九州市小倉南区平尾台2丁目5番24号の現北九州市立新道寺小学校平尾分校(平成18年3月廃校予定)をNPO法人ひらおだい自然塾によって設立される学校法人によって設置される学校に貸与し、平成18年4月から、平尾台の豊かな自然環境の中で、子どもたちの意思・自主性・自立性を最大限に尊重し、生涯を通じて主体的に学び続けていく意欲と能力、行動力等を身につけ、調和ある人格の形成をめざした全人教育を展開する私立小学校を開校する。

5 当該規制の特例措置の内容

北九州市では、児童生徒の減少に伴い、都心部において小規模校化した小中学校を平成元年から順次、統廃合し学校規模の適正化に努めており、すでに、小学校が21校を10校に、中学校が15校を7校に統合してきた。

統廃合により、不用となった学校施設の有効活用は、市としても懸案の一つとなっている。

— (仮称)ひらおだい四季の丘小学校

新道寺小学校平尾分校は、現在4名の在籍のみとなっており、将来においても新規の入学児童が見込めず、このままでは廃校せざるを得ない状況にある。このような中、廃校となった学校施設が再び学校として利用されると、児童生徒がその地に集い、地域との交流が発生するなど、地域が活性化するという理由から、地域としても、学校としての再利用を強く望んでいる。

また、学校運営にあたって、特区制度による教育課程の弾力化の趣旨を十分に生かす教育を安定的かつ継続的に展開することを担保するために、市が所有する校地・校舎について20年間の長期賃貸借契約を締結する。

— (仮称)仰星学園高等学校

心因性の不登校や引きこもりといった状態にある子どもたちは、社会との関わりを避ける傾向にあり、そういった状況を改善するためには、地域コミュニティとの交流や実社会でのボランティア・職業体験が大切である。

現在地は、前身のサポート校開設当時から交流のある黒崎商店街に隣接し、地域住民もこの学校の教育方針を十分に理解しており、この地域内において教育活動を継続することが生徒へ

5 当該規制の特例措置の内容

北九州市では、児童生徒の減少に伴い、都心部において小規模校化した小中学校を平成元年から順次、統廃合し学校規模の適正化に努めており、すでに、小学校が21校を10校に、中学校が15校を7校に統合してきた。

統廃合により、不用となった学校施設の有効活用は、市としても懸案の一つとなっている。

(仮称)ひらおだい四季の丘小学校

新道寺小学校平尾分校は、現在4名の在籍のみとなっており、将来においても新規の入学児童が見込めず、このままでは廃校せざるを得ない状況にある。このような中、廃校となった学校施設が再び学校として利用されると、児童生徒がその地に集い、地域との交流が発生するなど、地域が活性化するという理由から、地域としても、学校としての再利用を強く望んでいる。

また、学校運営にあたって、特区制度による教育課程の弾力化の趣旨を十分に生かす教育を安定的かつ継続的に展開することを担保するために、市が所有する校地・校舎について20年間の長期賃貸借契約を締結する。

の教育効果が最も期待できる。

さらに、この学校施設は、市の学校開放事業に準じた取り扱いをしており、地域としても、ここで運動会等のイベントを開催したり、老人会や地域のスポーツクラブが定期的に活動したりするなど、地域コミュニティの活動拠点としてなくてはならない存在となっており、学校施設としての再利用を強く望んでいる。

また、学校運営にあたっては、特区制度による規制緩和の趣旨を十分に生かす教育を安定的かつ継続的に展開することを担保するために、市が所有する校地・校舎について20年間の長期賃貸借契約を締結する。

別紙

1 特定事業の名称

8 2 6 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する
IT等の活用による学習機会拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社 仰星国際高等学園によって設立される学校法人によって設置される学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社 仰星国際高等学園が北九州市内の統廃合された中学校校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法人

(2) 事業が行われる区域

福岡県北九州市八幡西区平尾町1番1号

(3) 事業開始の時期

平成18年 4月 1日

(4) 事業により実現される行為

北九州市八幡西区平尾町1番1号 所在の旧北九州市立陣山中学校（平成13年3月廃校）を株式会社 仰星国際高等学園により設立される学校法人によって設置される学校に貸与し、平成18年4月から、不登校、引きこもり傾向にある生徒の社会的自立へ向けて、進路の選択肢を広げる支援を行うため、医師との連携を取りながら「心の改善」に力点を置き、一人ひとりにきめ細やかなケアを実践する高等学校を開設する。

同校においては、登校が困難な生徒に対し、継続した学習環境を保障し、学校復帰するための段階的な手段として、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用した学習指導を取り入れた教育活動を展開する。

ア．学校設立の背景と北九州市の現状

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、不登校や引きこもり傾向にある中学生の割合がこの10年で倍増（1.32% 2.72%）しており、国や市によりさまざまな対策が

なされているが、依然として大きな効果は現れていない。特に、北九州市においては、3.6倍(0.67%→2.42%)となるなど、深刻な状況にあり、適応指導教室にも通級できない生徒たちも多数存在している。

<北九州市における不登校の状況>

- ・市内中学校における不登校生徒数 626人
- ・適応指導教室に通級した生徒 55人
- ・学校復帰を果たした生徒 33人

※ 平成15年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果より

また、高等学校段階においては、義務教育のように適応指導教室などの受け皿がなく、こういった生徒たちの多くが、高等学校を中途退学している現実がある。文部科学省がまとめた「平成15年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果」によると、高等学校を中途退学する県内の生徒は、3,755人と、全国で7番目に多い状況にある。この中途退学率(2.4%)を平成16年度の市内高等学校の生徒数(31,938人)にあてはめて考えると、北九州市内の中途退学する生徒数は750人前後にのぼると推測される。

全国での中途退学の理由を見ると、「学校生活・学業不適應」が37.5%、「進路変更」が35.3%となっており、学校生活や進路について悩んでいる子どもたちの姿が浮かび上がってくる。この中には、不登校や引きこもりという状況から中途退学にいたる生徒も含まれており、こういったことから、子どもたちの心のケアを重視した教育の機会の重要性の高さが伺える。

イ．高等学校設立の必要性

不登校、引きこもり傾向にあり、かつ、学習意欲のある生徒の中には、通信制高等学校に籍を置き、高等学校卒業資格を得ようとするものも多い。しかし、通信制高等学校の教育課程を履修するには、厳しい自己管理と高等学校の単位を取得しようとする強い意志が求められ、こういった子どもが自学自習においてその目的を達成するには困難な状況にある。

そのため、いわゆるサポート校に支援を求めることも少なくないが、この場合、通信制高等学校の授業料のほかに、サポート校への授業料を支払うことになり、保護者にとっての負担は、一般的な私立高等学校の学費の2倍程度となる。

このことは、経済的に恵まれた家庭の子どもでなければ、サポート校を活用できないといった現実を指し示している。特に、心的要因による不登校、引きこもり傾向の子どもについては、家族の協力と適切な指導とによって、その大部分が改善される。これは、これまでの株式会社仰星国際高等学園の5年にわたるサポート校活動によっても実証されるといえる。(卒業生155人)

適切な対応により、社会的に自立できるだけの能力がある子どもに、心的改善の機会を等しく与えるためにも、心的要因による不登校、引きこもり傾向の子どものための新しい高等学校の設立は、ぜひ、必要であると考ええる。

ウ．設立される高等学校の概要

名 称 (仮称) 仰星学園高等学校

運営主体 (仮称) 学校法人 仰星学園

※ 株式会社 仰星国際高等学園が北九州市内の統廃合された中学校の校地・校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法人

課程 学年による教育課程の区分を設けない全日制高等学校
学科 普通科
修業年限 3年
学期 二学期制（前期、後期制）
定員 360人
入学者選抜 学力検査並びに生徒及び保護者との面接による

5 当該規制の特例措置の内容

心的要因からくる不登校、引きこもり傾向にあり、かつ、この状態を早期に解決する見込みが難しい生徒に対し、教員やメンタルサポーター（臨床心理士等の専門性を持った相談員）が家庭訪問し、学校への早期復帰と学習面での支援を行う。学習は、個に応じた内容とし、高等学校学習指導要領に拠ったカリキュラムを作成し、指導にあたる。

学習支援の方策の一つとして、通信制課程における教育課程の特例を活用し、学習機会の確保と拡大に努め、自宅等での学習と学校での学習の継続性を確保しつつ学習習慣の維持・定着を図る。面接による教科指導のほか、提出された報告課題の成果が満足できると認めた場合には、各教科・科目における指導の一部として扱い、卒業に必要な単位数に20単位を上限として単位を与えることとする。このことは、入学者の選抜

時に実施される面接の際に、生徒及び保護者へ周知を図る。

教員やメンタルサポーターによる面接指導を通じて相互の信頼関係を築き、学校復帰を目指す。また、学校復帰後も円滑な友人関係を育み、各種ボランティア活動における社会との交わりの中から、職業観や勤労観の醸成を促し、社会的に自立した人材となれるよう支援を行う。

(1) 特例措置を適用する生徒

心的要因による引きこもり等の状態にある生徒でかつ、(仮称) 仰星学園高等学校の全日制教育課程の履修が困難な者 (登校できない者) とする。

(2) 特例措置適用の判定

学校への登校が困難な状況が続き、欠席が長期化する傾向にあると判断される場合には、担任教員はメンタルサポーターとともに生徒の保護者と協議を行ったうえで、学校長の判断により通信制課程における教育課程の特例を活用した学習活動を実施する。

< 特例措置の適用についての手続 >

特例措置の適用の可否を判断しようとする直前の概ね30日間における生徒の状態が、不登校あるいは登校はできるが授業に出席できない状態であること。

生徒が の状態にあると校長が認める場合、特例措置の適用の可否を判断するため、生徒、保護者及び前在籍校 (あるいは (仮称) 仰星学園高等学校) の校長・担任教員・生徒指導教員・養護教諭、医療機関、適応指導教室の実施機関など、関係者との面接並びに事情聴取を実施する。

の結果を踏まえ、生徒及び保護者の了解を得たうえで、学園

内の教職員で組織する判定会議に特例措置の適用の可否を付議する。

判定会議では、関係者との面接及び事情聴取の結果を報告するとともに、担任教諭及びメンタルサポーターの働きかけに対する生徒の反応等についての報告を参考に、特例措置の適用の可否を検討する。その結果をもとに、校長が当該生徒に対する特例措置の適用について許可する。

また、特例措置の適用を解除する場合においても、特例措置の適用時の手続に準じて、特例措置の解除の可否を判断し、校長が生徒に対する特例措置の適用を解除するかどうか決定する。

(3) 特例措置適用開始日及びその期間

また、適用を開始する日は、全日制課程の授業の進度及び生徒の心的改善状況を勘案し、校長が定め、この開始日が属する1学期間(前期又は後期)について特例措置を適用するものとする。

ただし、生徒の心的改善が進まず、全日制課程の履修が困難である状態が継続すると考えられるときは、特例措置の適用時の手続に準じて、特例措置の延長の可否を判断し、校長の許可により次の学期以降もこれを継続する。

(4) 特例措置適用期間における指導

学校へ登校できるよう、心的改善を最優先に取り組み、メンタルサポーターの定期的な面接によるメンタルケアを中心に心の悩みを取り除くとともに、教科の担当教員を派遣し、理解が不足している分野について対面指導を実施する。

ア．学習内容

特例措置における学習カリキュラムは、高等学校学習指導要領及び仰星学園高等学校の教育課程に拠り、一人ひとりに応じて、仰星学園の教員で組織するプロジェクトチームにより作成される。

学習課題

教科における添削指導のための学習課題は、各教科等の単位数に見合った問題集及びレポート等とする。あわせて、教科担当教員がメンタルサポーターとともに家庭訪問し、生徒の理解の程度に応じて、基礎・基本を中心とした対面指導を実施する。

面接指導

特例措置による面接指導は、生徒の心的改善状況に応じて学校で実施する。このため、面接指導の時期は、教科担当教員とメンタルサポーターが協議のうえ設定する。

イ．サポート体制

基本姿勢

担任教員やメンタルサポーターは、生徒が社会や他との関わりを広げていくことを第一に考え、保護者との連携を密にし、細心に、かつ共感的、包容的な対応に努める。

生徒、家庭との信頼関係の構築

生徒の生活状況や心的状態を把握するため、担任教員やメンタルサポーターによる家庭訪問を実施するとともにメール交換等により、できるだけ多く生徒に接触する機会を創出する。また、保護者と十分懇談する機会を持つ。このような活動によって、生徒・家庭との信頼関係を築くとともに、学校と家庭の連携の中で生徒の自学自習及び自立を支援できるよう努める。

指導方法の改善

プロジェクト会議を随時開催し、教員及びメンタルサポーター相互の情報を交換し、より適切な指導方法を協議していく。

全日制課程復帰に際しての支援

特例措置期間が終了し、全日制課程へ復帰する場合は、長期休業等の期間を利用して、特例措置に定める教科指導とは別に、補習授業を実施し、全日制課程への円滑な移行を支援する。

(5) 教科

特例措置により実施される教科等は、原則として、国語、数学、保健体育、外国語、総合的な学習の時間及び特別活動とする。

すでに上記教科のうち国語、数学基礎、オーラル・コミュニケーションの単位を他の高等学校において取得している場合は、国語総合、数学、英語の科目を履修する。

(6) 履修範囲

特例措置を適用して履修する学習範囲は、全日制課程における当該学期に履修すべき各科目の内容とする。

なお、生徒の心的改善の状況等を判断し、校長が必要であると認められた場合は、次の学期においても特例措置を適用した教科指導を実施する。

(7) 単位数

特例措置を適用して行う教科及び科目、単位数、添削指導、面接指導については、下記のとおりとする。

教科	科目	単位数	1学期あたり		備考
			添削指導	面接指導	
国語	国語表現 I	2 (2)	6 回	2 単位時間	他の高等学校等で国語表現 I の単位を取得しているものは、国語総合を履修するものとする。
	国語総合	4 (2)	6	2	
数学	数学基礎	2 (2)	6	2	他の高等学校等で数学基礎の単位を取得しているものは、数学 I を履修するものとする。
	数学 I	4 (2)	6	2	
保健体育	保健	1 (0.5)	3	1	
	体育	2 (1)	1	5	
外国語	オーラル・コミュニケーション I	2 (2)	6	8	他の高等学校等でオーラル・コミュニケーション I の単位を取得しているものは、英語 I を履修するものとする。
	英語 I	4 (2)	6	8	
総合的な学習の時間		6 (3)	6	18	
特別活動		—	1	5	

※ 1単位時間は50分。

※ ()書きは、特例措置により実施する教育課程に相当する単位数。

(8) 評価及び単位認定

特例措置を適用した教科の履修に係る評価は、学期毎に行う。その際には、教科における添削指導、面接指導及び試験を評価し、その成果が満足できると認める場合には、各教科及び総合的な学習の時間に

おける指導として扱い、2学期間を通算した評価によって上記の表にある各教科の単位数を単位認定する。

単位認定にあたっては、特例措置を適用した授業を受け、引き続き、次の学期において、後半の学習内容を全日制課程で履修した場合のみ、単位認定を行うものとする。

ただし、国語表現、数学基礎、オーラル・コミュニケーションについては、全日制の履修期間にあわせ、1学期間で評価し、単位認定する。

なお、校長が引き続き通信制課程における教育課程の特例を適用することが必要と認める場合は、次の学期において、当該教科の後半の学習内容を教育課程の特例を適用して履修する。この場合も、上記の表にある各教科の単位数を単位認定する。

(9) 心的改善を目指した学習計画

第1段階<学校側からのアプローチ及び学習体制の準備>

担任教員やメンタルサポーターと生徒との間で、Eメール・ファックス・手紙・電話等による多様なコミュニケーション手段を活用し、学校生活に対する興味や学習意欲を引き出し、登校を促す。

なお、この段階で、登校が困難な状態が継続する場合は、特例措置を活用した学習支援について説明し、生徒及び保護者の了解が得られれば、判定会議に付議し、特例措置の適用について校長の許可を得る。

第2段階<生徒の態様確認、登校意欲の喚起>

メンタルサポーター及び教科担当教員が家庭訪問し、メンタルケアを目的とした相談や理解が不足していると考えられる教科学習について対面指導する。

教材については、メンタルサポーターの訪問時に届け、日々

の日課表による学習時間に縛られない個に応じた学習支援プログラムによる学習を促す。

また、生徒の学習意欲や学校への興味を引き出し、登校への働きかけを行う。生徒の心的改善状況を勘案し、登校可能と判断できるようになれば、特例措置による面接指導を開始する。

第3段階<全日制への復帰>

生徒の心的改善状況を勘案し、登校可能と判断できるようになれば、特例措置による面接指導を開始する。面接指導とは別に学校生活に適應させる働きかけを行い、徐々に登校日及び在校時間を増やしていく。その間に、学校での友人関係を築き、全日制課程の学校生活に順應できるような環境を整備し、最終的に、全日制課程への復帰を果たす。

特例措置適用後も全日制課程の履修が困難である状態が継続する場合

(仮称)仰星学園高等学校は、特例措置を活用しながら生徒の心的改善を目指して重点的に取り組むが、それでもなお、改善が見られず、不登校の状態が継続すると考えられる場合は、生徒及び保護者と十分な協議を行い、理解を得たうえで、次の措置を講ずる。

学校教育法施行規則第63条の3の規定による学校外修学を認め、他の高等学校の課程を併せて履修する。この場合は、他の高等学校で修得する単位数と特例措置により修得する単位数の合計が36単位を越えない範囲で、卒業に必要な単位として認定する。

の措置を講じてもなお、(仮称)仰星学園高等学校の卒業に必要な単位を修得できないと見込まれる場合は、他

<p>の通信制高等学校等への転学、あるいは、その他の進路について、その指導にあたるものとする。</p>	
<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 833 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (仮称)北九州ウェルネススポーツ専門学校 (学校法人 タイケン学園によって設立される専修学校)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関与する主体 学校法人 タイケン学園</p> <p>(2) 事業が行われる区域 福岡県北九州市八幡東区勝山二丁目7番5号</p> <p>(3) 事業開始の時期 平成18年4月1日</p> <p>(4) 事業により実現される行為 この特定事業の適用を受け、校地・校舎の賃貸借による専修学校を設置する。(仮称)北九州ウェルネススポーツ専門学校の開校は平成18年4月を予定し、専修学校設置認可手続の進行と併せて、教育環境の整備、生徒募集等開校に必要な準備を進める。</p>	

5 当該規制の特例措置の内容

○北九州市に存在する教育上の特別なニーズ

地域の人材や固有の財産を生かした北九州市らしい教育の在り方を追求すべきであるとの認識の下に、本市が平成17年2月に提言を受けた「新しい時代における教育の北九州方式の在り方」で目指す

- ・ 「北九州市をリードする新しい学校づくり」における「スポーツ・芸術の才能を伸ばす学校」に関する貢献
- ・ 「地域とともに歩む新しい学校づくり」における「(仮称)学校ファミリー」事業を通じての地域貢献

など本市の教育方針と連携した学校運営及び地域社会への貢献を学校法人タイケン学園は果たすこととしており、本市の教育ニーズにかなうものである。

(仮称)北九州ウェルネススポーツ専門学校開校に伴い、230名の生徒、23名の教職員を抱える予定であり、地域経済への波及効果、若者の流出防止・集積による活性化や街なか再生、雇用の確保等、本市のにぎわい演出の効果が見込まれる。

本市から多くのトップアスリートを輩出することにより、市民の地域に対する誇りの醸成、応援する喜びや子ども達に夢や希望を与える上で、コミュニティの醸成及び地域スポーツの振興という観点からも大きな効果がある。